

清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会設置要綱

令和元年 8 月 20 日 教育長決定

(設置)

第 1 条 清瀬市の教育が目指すべきあり方を定めるために、清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(以下「方針」という。)を策定することを目的に、清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、幅広い視点、市民感覚及び将来の教育への展望を踏まえた方針の策定に関し必要な事項の検討を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 清瀬市立学校の教育関係者
- (3) 保護者の代表
- (4) 一般公募による市民
- (5) その他、教育長が必要と認める者

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する報告をもって終了する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議に委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、教育長決定の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、第 2 条に規定する報告をもって失効する。